

組合 NEWS

Faculty and Staff Union of Kanazawa University
金沢大学教職員組合執行委員会
金沢市角間町
Tel.076-262-6009 (FAX同じ) / 角間内線2105
E-mail kanazawa@ku-union.org
ホームページ <http://www.ku-union.org/>

2016年3月4日

通巻1239号

この号の内容

- 土日出勤の振替休日をとろう

センター試験の振替休日を取りましょう

振替休日がとれなかった場合は、 土日出勤分の賃金を請求できます。

センター試験の業務に携わった教職員のみなさま、お疲れ様でした。拘束時間が長く精神的に疲れる業務であったことと心中お察しいたします。

さて、センター試験は土日に実施されるので、「休日出勤」した、と感じておられる方は多いのではないのでしょうか。センター試験の監督業務に対しては「日額15,000円」監督補助業務に対しては「日額11,000円」の手当が支給されていますが、この手当に加えて、「振替休日」を指定することになっています。労働日である平日を「休日」に振替ることで、「土日」の業務は「平日」に行ったこととなります。このことで、休日勤務に対する賃金の支払いが必要なくなるという仕組みです。

しかし振替休日がとれればよいのですが、日々の業務が多忙化していること加えて年

度末の繁忙期であることから、振替休日の指定に苦慮されている方も多いと思います。職員の方は、振替休日を取得しても、結局他の日の残業が多くなったり、教員の方は、講義やゼミなどの学生指導、特に「卒論」などの指導が追い込みの時期に振替休日がとれない場合や、振替休日を指定しても実際は出勤している場合が多いのではないのでしょうか。

疲労回復の観点から、まずは振替休日の取得を考えるべきですが、どうしても取れなかった場合は、土日に勤務した分の賃金が支払われなければなりません。そうでなければ、土日勤務分について未払い賃金が発生してしまうからです。

みなさんからのご意見を集約して、大学に要求しますので、実状を組合までお知らせください。

要求書
提出

休日勤務の振替休日・代休日の 指定について申入れ

入試業務等で土日出勤した場合は、振替休日を取得することが原則になっています。しかし、多忙化が進む現状においては、振替休日の指定が困難な場合が多数発生しています。昨年1月20日、大学に対して、振替休日の取得促進、取得出来なかった場合は土日出勤分の賃金を支払うことを求めました。

要求書
提出

休日勤務の振替休日・代休日の指定に係る申入書

1. 休日勤務を命じる場合、振替休日または代休日の指定についても併せて説明すること。

(趣旨)

定められた期間内に振替休日または代休日指定できないケースが発生しています。その根本的な理由は業務の多忙化にあります。それ以外にも、振替休日または代休日を指定すべきことが周知されていないことにあると思われます。そこで、例えば入試業務のように一斉かつ多数の教職員に休日勤務を命じる場合については、業務の説明会に際して振替休日・代休日の指定についても説明すること、また個別に休日業務を命じる場合については、併せて振替休日等の説明（または説明文書の添付）をすることで改善されると推測します。

なお、平成24年3月29日付け「職員の諸制度の改正に係る取扱いについて」によると、振替休日の指定について、「当該休日勤務より前に行う必要があります」と説明されていますが、守られていない場合もあるのが実態です。事後に休日が指定された場合は、休日が振り替わったとは認められないため、法律違反の可能性も生じます。速やかに対応策を講じられることを求めます。

2. 指定した振替休日および代休日において勤務を命じる場合は、まず本人の同意を得た上で速やかに再振替を行うこととし、やむを得ない場合には、給与規程第19条第2項に定める割増賃金を支払うこと。

(趣旨)

振替休日または代休日を指定しても、指定後、当該休日に出勤を命ぜられるケースがあります。労働者が労働から解放される日を確保して疲労回復を図るという制度の趣旨からすれば、安易な再振替は避けるべきであると考えますが、仮に再度の振替を行う場合は、教職員の個別的同意を得ることを前提とするなどの配慮を求めます。さらに再振替が不可能な場合は、給与規程第19条第2項の定めに従い、割増賃金を支払うことを求めます。これは当該日の通勤時および勤務時における不慮の事故に対応する上で不可欠な措置であると判断します。教職員の間でそうした事故に対する不安があることをご賢察ください。

3. 職員就業規則第51条に定められている休日の振替については、同一週内を原則とするように変更すること。

(趣旨)

現行規程では、勤務を命じられた休日の4週間前から8週間後の期間において振替休日を割り振ることがあるとされていますが、労働者が労働から解放される日を確保して疲労回復を図るという振替休日の趣旨からすれば、できる限り近接した日に割り振ることが望ましいと考えます。また、1週の労働時間が法定労働時間を超える場合については割増賃金が発生することからも、同一週内を原則とし、現行規程の範囲は例外とすべきであると考えます。